道路占用工事等における交通障害関係の提出書類について

道路法第24条又は第32条の申請を行う場合には、工事着手日の<u>10日前</u>までに下記のとおりの書類を提出してください。

なお、工事開始日から1週間以内に提出された場合は、全関係機関にご持参いただくよう お願いしております。

記

- 1.提出書類
- 2. 道路交通障害届出書・・・・・原則2部(県と各市町分)

バス路線は各社にご持参願います。(いなべ市福祉バス、木曽岬町自主運行バス 桑名市 K バス、東員町オレンジバス、八風バス、三重交通)

(1) 上記の提出書類には、次の図面等を添付してください。

位置図(1/50000程度の縮尺)

見取図(1/3000程度の縮尺(ゼンリン住宅地図等))

交通対策図 (警察への道路使用許可申請に添付する図面と同じもの)

(2) 道路交通障害届出書等にある連絡先の欄に夜間連絡先を忘れずに記入してください。